

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	洲本市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024年7月9日		
視察内容	洲本市議会ハラスメント防止条例 (目的) 議員間のハラスメント及び議員による市長等に対するハラスメントの防止に関して必要な措置を講じ、ハラスメントの被害者へ配慮することにより、信頼される議会の実現に資する。 (議員によるハラスメントとは) ① 優越的な関係を背景とした言動であり、必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手方とされた議員又は市長等その他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方等の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方等の執務環境を害することとなるようなもの ② 相手方等を不快にさせる性的な言動 (議員の責務) 議員は、市長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしてしなければならない。 (条例の特徴) 議員間、議員から市長だけでなく、議員から事務局職員を対象とした 洲本市における具体的な事案 ① 加害議員が、既成事実であるかのように憶測、推測で発言。不適切な事務処理をしたパソコンを女性職員にプレゼント→ハラスメントと認定されず ② 新年交礼会で女性職員の身体に触れる→ハラスメントと認定 委員からの質問に答えて ・どの程度、情報を開示するのか。罰則規定は必要か。 プライバシー保護のため、報道機関には状況をぼやかして公表した。しかし、実名が報道されたため、加害議員については罰則と同程度の効果があったと考えられる。 ・議員から職員へ、どの程度ならハラスメントという基準はあるのか。 基準はない。質問の聞き取りの際、声を荒げるといった実態はある。 ・どうやって被害者を守るのか。 事案②の場合、目の前で謝罪させた。 ・条例があつてよかった点は。 抑止力となる。まだ見直すべき点もある。 (最後に)「肩を触ったくらい何さ」という市民意見もあったそうだが、被害者がハラスメントと受け止めれば、それはハラスメントである。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	四日市市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024年7月10日		
視察内容	議会基本条例による新たな取り組み ・定例会を年1回とし、会期を通年とした ・執行部から議員への反問（逆質問）を可能とした ハラスメント防止対策について 令和4年3月 議員提案により「市議会ハラスメントの防止等に関する条例」制定（制定までの経緯）議員政策研究会からの提言を受け、議会改革検討会を設置して調査研究を行い、議長に答申 議員政策研究会とは 平成17年、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成を図り、市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置 毎年度当初に各会派等にテーマを募って調査研究を行う テーマを全体会で決め、分科会を設置 議員政策研究会「議会改革事例研修分科会」 ・ハラスメント行為と正当な行為を区別する具体的な行動基準を定める（令和2年度） ・議員間、議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくいため、議会におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定めた条例素案を策定した（令和3年度） 「四日市市議会ハラスメント防止のための行動指針」を策定（令和5年度） 議員政策研究会の内容をさらに ・分科会は原則、当年度中に終結だが継続もある ・複数の分科会への参加可能 ・分科会のテーマがなかった年はない。今までのテーマは、議会基本条例、防災、BCP、スポーツ、障害者施策など、議員の資質向上に役立っている ・今年度のテーマは夫婦別姓で、特別委員会設置も視野に （最後に）ハラスメント防止のための視察であったが、議員政策研究会が興味深かった。旭川でも実践してみたい。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024年7月11日		
視察内容	長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱 (検討の経過) 令和3年9月、市長から定例会の一般質問において議員から威圧的な発言があったことに関して議長あてに申し入れがあった→議会としてハラスメント防止のための倫理規定の整備について、検討の段階にあることを確認。 以降、規定内容の協議、ハラスメント研修会の実施等を経て令和4年8月に制定。 (条例ではなく要綱とした理由) 議会基本条例などが、すでにあったため、法的な定めを外すため。 (パワー・ハラスメントの定義) 議会活動上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなもの。 →議員から議員へのパワハラのみとした理由は →職員から職員については、別の要綱で定める。 議場で体調を悪くした議員もいる。両議員に話を聞き、非公式で議席を離すことも検討したが、大丈夫と言われた。 議員から職員へのパワハラは少ないのかと尋ねたが、強い口調で責める議員や議場でヤジる議員もいるとのこと。 長野市議会基本条例 元市議が、酒気帯び運転で当て逃げをして議員辞職したことを契機に特別委員会を設置して平成21年9月に施行。 (反問権のない理由) 質問原稿から答弁を導きだすのであって、わからない点は打ち合わせの時点で確認すればよい。 (最後に) パワハラの対象を議員から議員のみとしたのは納得いかなかった。ちなみに、議員の責務には「議員は、議員以外の者に対し、ハラスメントに類する言動を行ってはならない」と記されている。 洲本市、四日市市を通して、どこまでがハラスメントなのか、線引きが難しいと感じた。今後、旭川市でもハラスメント防止条例(又は要綱)をつくることになると思うが、視察した3市を参考にしたい。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。